

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名

外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務

評価実施機関名

出入国在留管理庁長官

提出日

令和7年9月30日

概要説明日

令和7年10月8日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 特定個人情報ファイル(外国人出入国情報等ファイル)	5
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	12
○ 総評	13
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	13

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、出入国在留管理庁が外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	個人番号情報管理システム(IMS)の開発に係るプログラミング開始時期は令和7年11月、公共サービスメッシュ(中間サーバー相当機能)への接続は令和8年1月が予定されており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施したほか、意見への対応状況をe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	問題は認められない	外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務に係る番号制度への対応は、在留管理支援部在留企画室が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。	
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。 3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。 4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.3 P.4 ～ P.5 P.4 ～ P.5	I 1. ② I 2. ② I 2. ③	問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない	外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容には、事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れ等が、特定個人情報の流れとそれ以外の情報の流れを区別して記載している等、具体的に明記されている。
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。 6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.6	I 4. ① I 4. ②	問題は認められない 問題は認められない	特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、実現が期待されるメリットについては、在留審査等において情報提供ネットワークシステムによる情報連携によって他機関から必要な情報の提供を受けることで、申請時の添付書類の省略による申請者等の利便性の向上、正確な情報による円滑な審査、業務を実現できることが幅広く具体的に記載されている。
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.7 ～ P.9	I (別添1)	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
(9)特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	—	—	P.28 ～ P.44 III、IV	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。
(10)特定されたリスクを軽減するために講すべき措置についての記載は具体的か。	⑨特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.44 IV 1. ①	問題は認められない	自己点検について、中間サーバー相当機能における措置としては、運用規則等に基づき、中間サーバー相当機能の運用に携わる職員及び事業者において、定期的に自己点検を実施することが、出入国在留管理庁内(中間サーバー相当機能以外)における措置としては、情報セキュリティポリシー等に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行い、その点検結果について管理者が確認を行うこと等が具体的に記載されている。
(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	P.44 IV 1. ②	問題は認められない	監査について、中間サーバー相当機能における措置としては、出入国在留管理庁は、デジタル庁による中間サーバー相当機能の運用に係る監査の結果を確認することにより、中間サーバー相当機能の運用に問題がないかを確認すること等が、出入国在留管理庁内(中間サーバー相当機能以外)における措置としては、個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的に本庁職員による内部監査を実施すること等が具体的に記載されている。
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.44 IV 2.	問題は認められない	従業者に対する教育・啓発について、中間サーバー相当機能における措置としては、中間サーバー相当機能の運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施すること等が、出入国在留管理庁内における措置としては、情報セキュリティポリシー等に規定されている事項について必要な教育・研修を行うこと等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.46 VI 2. ⑤	問題は認められない	誤字脱字・表記揺れについて、寄せられた意見を受けて修正を行ったことが具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	—	—	表紙 問題は認められない	出入国在留管理庁は、外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、他の事案が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

**特定個人情報ファイル
(外国人出入国情報等ファイル)**

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 2. ③	問題は認められない	<p>特定個人情報を取り扱う理由について、番号利用法に定められた範囲内で、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定められた業務に対応するため、特定個人情報を管理する必要があることが具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の入手・使用について、紙、電子記録媒体、情報提供ネットワークシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、在留申請オンラインシステム(RAS)により入手すること、個人番号は在留審査等において情報提供ネットワークシステムによる情報連携によって他機関から必要な情報の提供を受けることで、申請時の添付書類の省略による申請人等の利便性の向上、正確な情報による円滑な審査、業務を実現するために使用すること等が具体的に記載されている。</p> <p>委託について、個人番号情報管理システム(IMS)及び在留申請オンラインシステム(RAS)の運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること等、全体の取扱いを委託することが必要であること、個人番号情報管理システム(IMS)への個人番号登録業務を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること等、システム全体の取扱いを理解していることが必要であること、再委託を行う場合、個人番号情報管理システム(IMS)及び在留申請オンラインシステム(RAS)の運用保守は、再委託先に再委託承認申請書及び安全管理措置を施している証跡を提出させた上で、出入国在留管理庁が事前に承認すること等が、個人番号情報管理システム(IMS)への個人番号登録業務は、再委託する業務の範囲や再委託先の業務の履行能力等を記載した申請書及び再委託に係る履行体制図を提出させた上で、出入国在留管理庁が許諾することが具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の提供について、番号利用法上の情報照会者から照会を受けたときに情報提供ネットワークシステムを通じて提供を行うこと、本人等から提供を受けた個人番号の真正性確認を実施するときに地方公共団体情報システム機構に対して専用線を通じて提供を行うこと等が具体的に記載されている。</p>
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.10	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.11	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.11	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ⑧	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与える決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.15	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.15	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.15	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.16 ～ P.25	II 5. ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.25	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.26	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.26	II 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.26	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、在留申請(窓口申請)、在留カードに係る届出等における入手については、本人が提出する場合は在留カード等を、法定代理人が提出する場合は申請者との関係を証明する資料を、親族(法定代理人を除く)、弁護士・行政書士、外国人の所属機関等の職員が提出する場合は各種証明書等を提示させ、本人確認等が完了した後に申請を受け付けること等が、在留申請(オンライン申請)における入手については、本人、法定代理人又は親族(法定代理人を除く)が提出する場合は、在留申請オンラインシステム(RAS)の利用申請時に利用者のマイナンバーカードの電子証明書の有効性の確認を行い、在留申請時に電子証明書の有効性の確認及び利用申請時にマイナンバーカードとの同一性確認を行うこと、弁護士・行政書士・外国人の所属機関等の職員が提出する場合は、事前に地方出入国在留管理局に届出等を行わなければ在留申請オンラインシステム(RAS)を利用することができます等が、住民基本台帳ネットワークシステムからの入手においては、対象者の条件等を提示し、その条件に適合した対象者のみの情報の提供を受けているため、対象者以外の情報を入手することはないこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
(10)特定されたりスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	③特定個人情報の入手について、特定されたりスクを軽減するためには、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
(11)記載されたりスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、在留申請(窓口申請)、在留カードに係る届出等における入手については、申請者のマイナンバーカードから個人番号を読み取るなどして、個人番号情報管理システム(IMS)に直接登録すること、個人番号が記載された資料を提示された場合、個人番号情報管理システム(IMS)に直接入力し、速やかに資料を返却すること等が、在留申請(オンライン申請)における入手については、在留申請オンラインシステム(RAS)は、ユーザ認証機能、アクセス制御機能、ユーザーアカウント認証機能、証跡管理機能、システム監視機能等を有しており、情報を送受信する場合は情報を暗号化する等のセキュリティ対策を講じること等が、住民基本台帳ネットワークシステムからの入手については、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用すること、電子記録媒体により入手する場合には、取扱いをサーバ室内に限定し、運用要員による厳格な管理を行うこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.30	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するためには講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	III 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	III 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク対策として、外国人出入国情報システム(FEIS)と個人番号情報管理システム(IMS)、外国人出入国情報システム(FEIS)と在留申請オンラインシステム(RAS)間は、ファイアウォールを有効化しており、定められた通信以外は連携できない仕組みとしていること、申請者が在留申請オンラインシステム(RAS)に入力した情報は自動的に外国人出入国情報システム(FEIS)へ連携されるため、出入国在留管理局の職員が在留申請オンラインシステム(RAS)を介して目的を超えた紐付けや必要なない情報との紐付けは行えない仕組みとしていること、住民基本台帳ネットワークシステムでは、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用するため、他のシステムからのアクセスや人為的なアクセスが行われることはないこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましを行わぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	III 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 3. リスク2:	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、外国人出入国情報システム(FEIS)、個人番号情報管理システム(IMS)、在留申請オンラインシステム(RAS)のユーザ認証は、ID、パスワードによる認証を行い、IDは共用ではなく個人ごとにユーザIDを割り当てていること、パスワードの最長有効期限を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御していること、住基ネット連携サーバーは、システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御していること、システムへアクセスできる者を特定し、必要最小限度の範囲でのみ特定個人情報を取り扱うことができるよう利用者ごとにIDを割り当てること、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していくくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 3. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードも含む。)は設けないこと、職員が特定個人情報へアクセスした履歴(個人番号、アクセスした日時、職員ID等)はログとして記録すること、複製の権限は、通常誰にも付与せず、該当操作が必要な場合に限り、システム管理者の監督のもと、承認された作業者に対して一時的に権限を付与すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	III 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.33	III 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 情報管理体制	問題は認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認するための対策として、委託先事業者の選定を行う際は、プライバシーマーク又はISO/IEC27001の認証取得状況等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認することが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 記録	問題は認められない	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限について、委託先は委託業務の実施に当たり、特定個人情報にアクセスできる業務委託員を必要最小限に特定し、当該者のみアクセス権限を付与すること、アクセス権限の設定に当たっては、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限って許可を与えること、通常時運用保守作業で使用するユーザは、データベース製品の機能を使用して、特定個人情報をマスキングして閲覧できないように制御すること、運用保守作業で特定個人情報を確認する必要が生じた場合は、委託先から出入国在留管理庁に依頼の上、特定個人情報を閲覧可能なユーザIDを再度払い出すこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するためには講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 提供ルール	問題は認められない	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守について、契約書に、契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らしてはならない旨定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供は認めていないこと、締結した契約書等に基づく特定個人情報の取扱い状況に関する、出入国在留管理庁職員が定期的に現地調査にて確認すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 消去ルール	問題は認められない	特定個人情報の消去ルールについて、特定個人情報が記録された書面を廃棄する場合は復元が困難な状態にすること、特定個人情報が保存された電子計算機及び電子媒体を廃棄する場合はデータ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な破壊により、復元が困難な状態にすること、消去作業後に、廃棄等に関する実施結果を出入国在留管理庁に報告すること、委託契約終了後、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行うこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	III 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.35	III 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	III 5. リスク1:	問題は認められない
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	III 5. リスク1:	問題は認められない
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	III 5. リスク2:	問題は認められない
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	III 5. リスク3:	問題は認められない
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.36	III 5. その他のリスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない
⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、中間サーバー相当機能は既存システムからの接続に對し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けていること、中間サーバー相当機能と既存システム、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス(インターフェイスシステム)との間には高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(政府共通ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク対策として、中間サーバー相当機能では、特定個人情報を管理するデータベースを機関ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー相当機能を利用する機関であっても他機関が管理する情報には一切アクセスできないこと、特定個人情報の管理を出入国在留管理庁のみが行うことで、中間サーバー相当機能の運用保守についてデジタル庁が委託した事業者における情報漏えい等のリスクを極小化すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切となるよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 6. リスク6:	問題は認められない
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.39	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、中間サーバー相当機能における措置については、中間サーバー相当機能が設置されるガバメントクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っていること、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしていること等が、出入国在留管理庁内(中間サーバー相当機能以外)における措置については、サーバ設置場所においては、入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定し、入退室管理システムで記録・管理すること、特定個人情報は、インターネットと接続された端末(情報系端末)や情報系システムの共有フォルダには保管しないこと、端末(FEIS端末)が設置されている執務室等の電子錠等による入室制限を実施していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	物理的対策として、中間サーバー相当機能における措置については、中間サーバー相当機能が設置されるガバメントクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っていること、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしていること等が、出入国在留管理庁内(中間サーバー相当機能以外)における措置については、サーバ設置場所においては、入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定し、入退室管理システムで記録・管理すること、特定個人情報は、インターネットと接続された端末(情報系端末)や情報系システムの共有フォルダには保管しないこと、端末(FEIS端末)が設置されている執務室等の電子錠等による入室制限を実施していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	物理的対策として、中間サーバー相当機能における措置については、中間サーバー相当機能が設置されるガバメントクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っていること、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしていること等が、出入国在留管理庁内(中間サーバー相当機能以外)における措置については、サーバ設置場所においては、入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定し、入退室管理システムで記録・管理すること、特定個人情報は、インターネットと接続された端末(情報系端末)や情報系システムの共有フォルダには保管しないこと、端末(FEIS端末)が設置されている執務室等の電子錠等による入室制限を実施していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	技術的対策として、中間サーバー相当機能における措置については、出入国在留管理庁が管理する業務データは、デジタル庁及びクラウド事業者がアクセスできない契約等とし、アクセス制御等の必要な措置を講じること、クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じること、ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成すること等が、出入国在留管理庁内(中間サーバー相当機能以外)における措置については、個人番号情報管理システム(IMS)、外国人出入国情報システム(FEIS)はインターネットに接続していないため、保有する特定個人情報がインターネットに流出することはないと、不正アクセス対策については、侵入防止及び侵入検知機能を有した装置を導入し、ネットワークへの不正侵入を検知し、管理者に通知する仕組みとすること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	技術的対策として、中間サーバー相当機能における措置については、出入国在留管理庁が管理する業務データは、デジタル庁及びクラウド事業者がアクセスできない契約等とし、アクセス制御等の必要な措置を講じること、クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じること、ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成すること等が、出入国在留管理庁内(中間サーバー相当機能以外)における措置については、個人番号情報管理システム(IMS)、外国人出入国情報システム(FEIS)はインターネットに接続していないため、保有する特定個人情報がインターネットに流出することはないと、不正アクセス対策については、侵入防止及び侵入検知機能を有した装置を導入し、ネットワークへの不正侵入を検知し、管理者に通知する仕組みとすること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク対策として、利用者の申請等により、特定個人情報(在留資格情報等)に変更等が生じた場合はその都度データを更新することが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク対策として、電子記録媒体を利用する場合においては、電子記録媒体の利用後速やかに媒体上のデータを完全消去し、媒体を物理的に破壊すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.43	Ⅲ 7. その他のリスク	問題は認められない	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク対策として、電子記録媒体を利用する場合においては、電子記録媒体の利用後速やかに媒体上のデータを完全消去し、媒体を物理的に破壊すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
<p>(10)特定されたリスクを軽減するためには講すべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>74. 公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス(中間サーバー相当機能)から特定個人情報が漏えい等するリスクを軽減するための対策が具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.40 ～ P.41</p>	<p>III 7. リスク1</p> <p>問題は認められない</p>	<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに係る物理的対策として、 ・中間サーバー相当機能が設置されるガバメントクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者がアクセスできるよう適切な入退室管理策を行うこと ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しえないこととしていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに係る技術的対策として、 ・出入国在留管理庁が管理する業務データは、デジタル庁及びクラウド事業者がアクセスできない契約等とし、アクセス制御等の必要な措置を講じること ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じること ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行うこと ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成すること ・出入国在留管理庁や出入国在留管理庁が委託した事業者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>

【総評】

- (1) 外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 申請者等又は住民基本台帳ネットワークシステムから入手した外国人の特定個人情報を個人番号情報管理システム(IMS)を用いて管理する際のリスク対策や、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス(中間サーバー相当機能)を用いて情報連携を行う際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (5) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。